

④ 保険料負担者以外の者が受け取る生存給付金の取扱い

Q : 一時払いの生存給付金付特別終身保険の生存給付金を保険料負担者以外の者が受取った場合、どのように取り扱われますか？

A : 次のように取り扱われます。

【解説】

生存給付金付特別終身保険の生存給付金は、「生存給付金支払期間中の毎年の保険年度の満了時における被保険者の生存」を支払事由として、その支払事由の発生を条件として、支払事由の発生の都度、保険契約者があらかじめ指定した生存給付金の受取人に支払われるもので、生存給付金支払期間の途中で被保険者が死亡した場合には、被保険者が生存していた場合に支払われる残りの期間に係る生存給付金を、死亡保険金として、保険契約者があらかじめ指定した死亡保険金の受取人に支払われるというものです。

この生存給付金は、「生存給付金支払期間中の毎年の保険年度の満了時における被保険者の生存」が支払事由ということですから、保険年度の満了時にその都度、毎年支払い請求権が発生することになります。したがって、この場合の生存給付金については、契約によりある期間定期的に金銭その他の給付を受けることを目的とする債権を取得して、これを行って受け取るというものではありませんので、定期金給付契約に関する権利には該当せず、支払期間中の毎年の保険年度の満了時に、生存給付金の受取人が保険料負担者(保険契約者)から贈与により取得したものとみなされ、贈与税が課税されることとなります。

